

平成 17 年度石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会関係資料

石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会の概要

1 目的

アスベスト製品については、「アスベスト含有製品について、遅くとも平成20年までに全面禁止を達成するため代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しも含め、さらに早期の代替化を検討する。」(アスベスト問題への当面の対応(平成17年7月29日 アスベスト問題に関する関係閣僚による会合))との方針等を踏まえ、まだ製造・使用等が禁止されていないアスベスト製品の代替可能性等について検討を行うこと。

2 参集者(五十音順)

相澤 好治	北里大学医学部教授
池田 浩治	東京農工大学工学部機械システム工学科助教授
関根 和喜	横浜国立大学物質エネルギー安全工学コース教授
田中 英彦	独立行政法人物質・材料研究機構物質研究所ディレクター
辻 裕一	東京電機大学理工学部知能機械工学科助教授
○平野 敏右	千葉科学大学学長
本間 健資	独立行政法人産業医学総合研究所企画調整部長
本山 建雄	独立行政法人産業安全研究所物理工学安全研究グループ部長
森崎 繁	社団法人産業安全技術協会会長

○：座長

3 開催経過

第1回 平成17年8月25日(木)

- ・ アスベスト製品の規制に関するこれまでの経緯等について
- ・ 今後の検討方針等について

第2回 平成17年9月26日(月)

- ・ アスベストの全面禁止に係る基本的考え方の確認
- ・ ユーザー団体等ヒアリング

第3回 平成17年10月24日(月)

- ・ ユーザー団体ヒアリング

第4回 平成17年11月9日(水)

- ・ シール材メーカーヒアリング

第5回 平成17年11月21日(月)

- ・ ユーザー団体ヒアリング

第6回 平成17年12月12日(月)

- ・ 製品毎の代替化可能性について検討・整理

第7回 平成17年12月26日(月)

- ・ 製品毎の代替化可能性について検討・整理
- ・ 検討会報告書案の検討

第8回 平成18年1月18日(水)

- ・ 検討会報告書案の検討

石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会報告書の概要

1 アスベストの全面禁止に向けた基本的考え方

- (1) アスベスト製品の製造等を禁止することとする。
 (2) 新規の設備等については、設計・仕様を非アスベスト製品の使用を前提に行えば可能なので使用を認めないこととする。

ただし、既存の設備等に使用されているアスベスト製品については、そのほとんどについて代替品が開発されつつあるものの、国民の安全の確保上、使用条件等個々の状況に応じて実証試験の必要性があるものもあり、例外的に禁止の除外がやむを得ない設備、条件、製品について列記する。(ポジティブリスト化)。

2 アスベスト製品禁止除外品リスト (ポジティブリスト)

	製品名	用途・条件	
1	ジョイントシート ガスケット	温度・耐薬品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 100℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、250℃以上の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設又は非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450℃以上の硫酸ガス、亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		サイズ	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径 1500 mm 以上の大きさのもの
		圧力	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 3MPa 以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの
2	うず巻き形ガスケット	温度	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		耐薬品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 300℃以上の温度の腐食性の高い流体 (pH 2 以下又は pH 11.5 以上のもの、熔融金属ナトリウム、黄りん、又は赤りん)、浸透性の高い流体 (塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス、又はヨウ素ガス)、酸化性の流体 (硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩) を取り扱う部分に使用されるもの

3	メタルジャケット 形ガスケット	温度	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 1000℃以上の高炉送風用熱風を取り扱う部分に使用されるもの
4	グランドパッキン	温度	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		温度	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 500℃以上の転炉、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		耐薬品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 300℃以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
5	ロケットモータ用 断熱材		国内において製造されるミサイルに使用されるもの
6	潜水艦用ジョイントシートガスケット及びグランドパッキン		国内において製造される潜水艦に使用されるもの
7	原材料		1～6の製品の原料又は材料として使用されるもの

3 代替困難製品の代替化の促進

- (1) 代替品メーカーは、計画的、速やかに非アスベスト製品の開発等を進め、非アスベスト製品の生産・供給体制の整備に努めること。
- (2) アスベスト製品ユーザーは、代替製品の実証試験等を行い、代替可能と判断されたものから速やかに定期改修等の時期を捉え、非アスベスト製品に交換を行う必要がある。また、実証試験において、なお代替が困難とされる部位については、施設・設備等の設計等の変更を検討することにより、代替化の促進に努めること。
- (3) 国は、代替可能なアスベスト製品の禁止措置のための法令の整備を行うとともに、代替が完了するまでの間のアスベストばく露防止のための指導、代替化のための技術的な相談窓口の設置、アスベスト製品のユーザーにおける代替化のフォローアップ等を行う。

アスベスト問題への当面の対応（抜粋）

平成 17 年 7 月 29 日
アスベスト問題に関する関係閣僚による会合

1. 対応策

(1) 今後の被害を拡大しないための対応

- 製造・新規使用等の早期の全面禁止（厚生労働省、経済産業省）

既にアスベストの製造等を原則として禁止しているところであるが、例外的に用いられているアスベスト含有製品について、遅くとも平成 20 年までに全面禁止を達成するため代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しも含め、さらに早期の代替化を検討する。

アスベスト問題に係る総合対策（抜粋）

平成 17 年 12 月 27 日
アスベスト問題に関する関係閣僚による会合

2. 今後の被害を未然に防止するための対応

(4) アスベストの早期全面禁止

民間事業者等による実証事業等に対する支援等により、例外的に使用されるアスベスト含有製品の早期の代替化を促進するとともに、全面禁止を前倒しして、関係法令の整備を行い平成 18 年度中に措置する。